

✓平成28年度に実施した主な事業



4,202万7千円

まちづくりにぎわい創出

▶創業支援センターの開設、町のさまざまな情報を一元的に発信するまちづくり情報発信プラットフォームの構築などを実施



273万4千円

児童福祉

▶育児支援者・被支援者のマッチングを図るファミリーサポートセンター開設など子育て全般に関する情報の発信や支援・サービスを実施



564万円

出産等支援交通費助成

▶妊産婦とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図るとともに母子保健の向上を目指し、妊産婦健診通院に係る交通費相当額を助成



121万9千円

妊娠・出産包括支援

▶妊産婦支援の充実を図るため、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師や助産師による育児相談などを実施



565万2千円

水産振興

▶駿河湾の中西部に位置する4市1町（駿河ブルーライン）の水産振興を図るため、商品やメニュー、観光コースの開発などを実施



2億円

多目的広場整備

▶「シーガーデンシティ構想」の実現に向け、吉田漁港に防潮堤を兼ねる多目的広場を整備するための盛土工事などを施工



6,405万3千円

富士見幹線整備

▶防災公園への避難路として良好な環境を確保するため、ソーラー誘導灯を設置



1億6,945万2千円

防災公園整備

▶災害発生時の被災者支援拠点や町を訪れる人々の玄関口としての情報発信拠点などとして整備



432万円

同報無線デジタル化整備

▶災害時における情報伝達体制の強化を図るため、同報無線デジタル化の実施設計業務を委託



874万5千円

小中学校空調設備整備

▶子どもの学力向上を図るため、町内小中学校校舎の空調設備設置による良好な学習環境の整備のための実施設計業務を委託



1,326万8千円

吉田町ラーニングプラン

▶学習指導要領に定める確かな学力の向上のために取り組むべき事業を掲げた吉田町ラーニングプラン事業を実施



2,803万円

総合体育館耐震補強改修

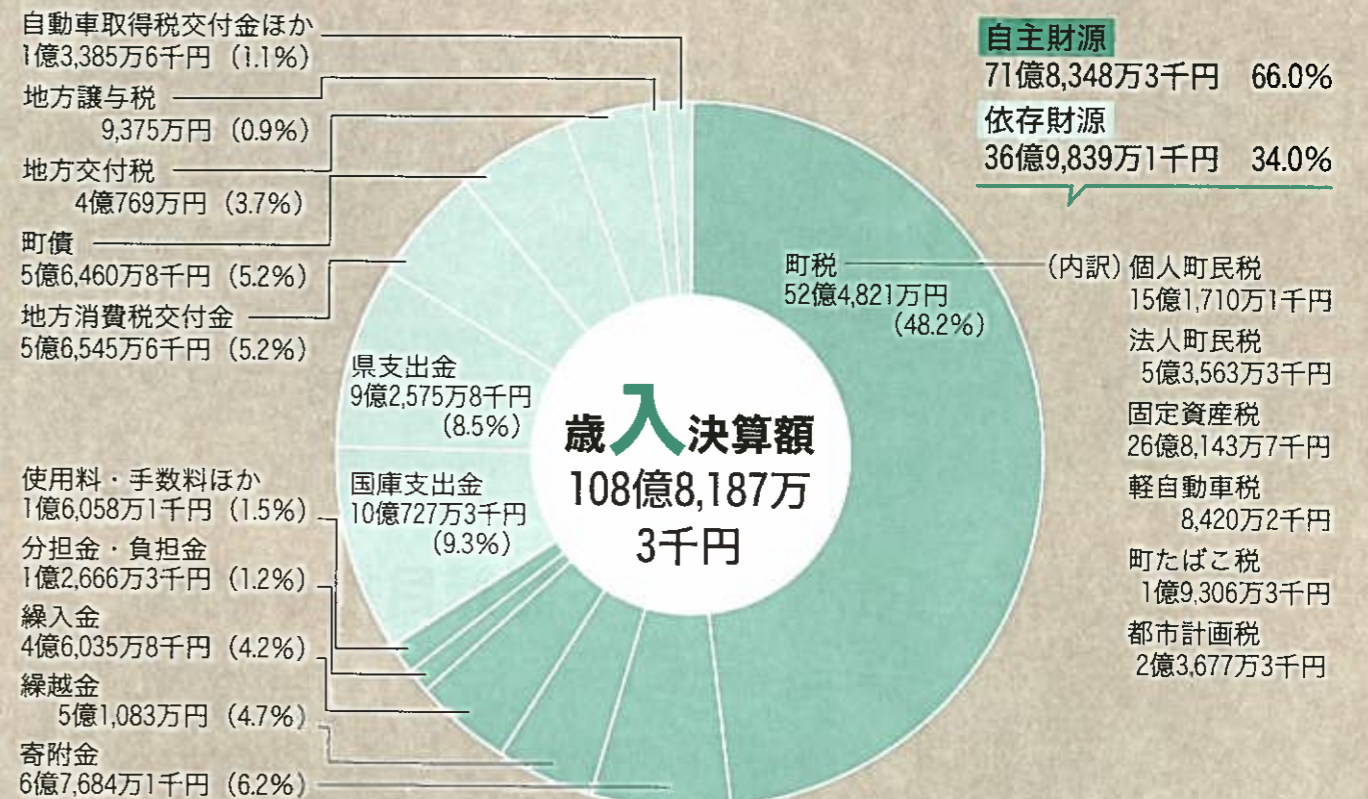
▶避難施設の安全性向上やユニバーサルデザイン化を図るため、総合体育館の耐震補強や天井改修に向けた計画策定、実施設計業務を委託

平成28年度 決算状況

まちの家計簿

平成28年度の町の決算がまとまり、9月22日に開かれた議会定例会で原案どおり承認されました。本号では、みなさんに納めていただいた税金などがどのように使われたのかお知らせします。

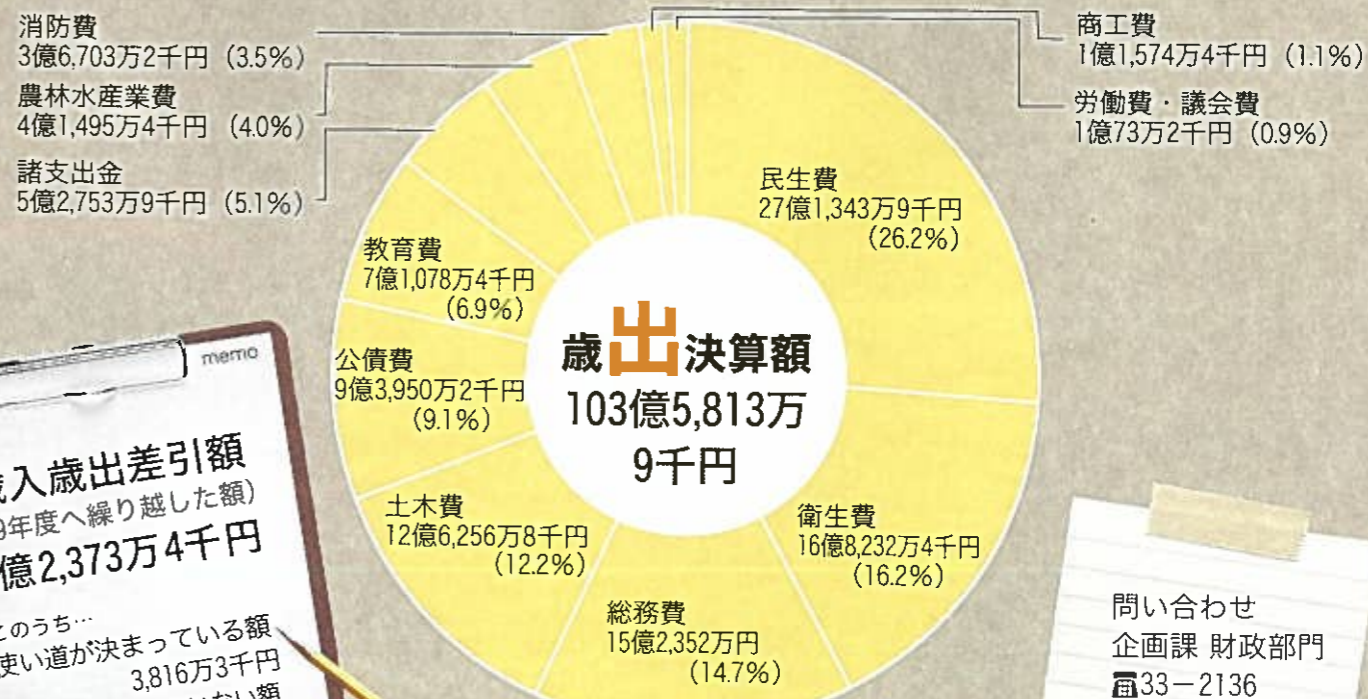
✓ **一般会計** ※決算額、構成比は各項目ごと四捨五入しているため合計が合わない場合があります。



自主財源
71億8,348万3千円 66.0%

依存財源
36億9,839万1千円 34.0%

(内訳) 個人町民税 15億1,710万1千円
法人町民税 5億3,563万3千円
固定資産税 26億8,143万7千円
軽自動車税 8,420万2千円
町たばこ税 1億9,306万3千円
都市計画税 2億3,677万3千円



歳入歳出差引額
(29年度へ繰り越した額)
5億2,373万4千円

このうち…
使い道が決まっている額
3,816万3千円
使い道が決まっていない額
4億8,557万1千円

問い合わせ
企画課 財政部門
☎33-2136

✓ 水道事業会計 (企業会計) 消費税含

| 区分 | 収入 | 支出 |
|-------|-----------|-------------|
| 収益的収支 | 6億441万2千円 | 4億9,409万5千円 |
| 資本的収支 | 2,011万8千円 | 3億4,541万8千円 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,530万円は、減債積立金1,500万円、建設改良積立金6,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,466万1千円、過年度損益勘定留保資金1億2,562万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,001万3千円で補てん。

●企業会計は、特別会計のうち民間企業と同様の経理を行うもので、独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。

✓ 特別会計

| 特別会計名 | 歳入 | 歳出 |
|-----------|--------------|--------------|
| 土地取得事業 | 44万6千円 | 44万円 |
| 国民健康保険事業 | 34億4,433万円 | 32億4,414万8千円 |
| 後期高齢者医療事業 | 2億3,634万6千円 | 2億3,610万5千円 |
| 介護保険事業 | 18億9,467万7千円 | 17億1,381万円 |
| 公共下水道事業 | 11億4,014万3千円 | 11億1,211万2千円 |

●特別会計とは、町が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、特定の歳入をもって特定の歳出に充てる会計です。

✓ 健全化判断比率・資金不足比率

平成28年度決算に基づいて、町は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と、水道事業会計と公共下水道事業特別会計が対象となる「資金不足比率」を作成し、財政状況の診断を行いました。この「健全化判断比率」等のうち1つでも基準以上となった場合は、国などの指導により財政健全化を図ることになります。この診断で当町の財政は、いずれの比率も基準を下回り、健全な状態であるとの結果ができました。

吉田町の健全化判断比率

| 指標の名称 | 平成28年度決算に基づく比率 | 指標の説明 |
|----------|----------------|--|
| 実質赤字比率 | — | ▶福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を比率化したもので、財政運営の深刻度を示します。この比率が高いほど財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。 |
| 早期健全化基準 | 14.23% | |
| 財政再生基準 | 20.00% | |
| 連結実質赤字比率 | — | ▶すべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を比率化したもので、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。この比率が高いほど財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。 |
| 早期健全化基準 | 19.23% | |
| 財政再生基準 | 30.00% | |
| 実質公債費比率 | 10.1% | ▶地方公共団体の一般会計などの支出のうち、借入金の返済額などの負担の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいこととなります。平成28年度決算に基づく比率は、平成26年度から平成28年度までの3カ年平均値です。 |
| 早期健全化基準 | 25.00% | |
| 財政再生基準 | 35.00% | |
| 将来負担比率 | 72.3% | ▶一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点で想定される実質的な負債の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど将来の負担額は大きく、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いこととなります。 |
| 早期健全化基準 | 350.00% | |
| 財政再生基準 | — | |

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なります。

吉田町の資金不足比率

| 指標の名称 | 平成28年度決算に基づく比率 | 指標の説明 |
|-------------|----------------|---|
| 水道事業会計 | — | |
| 経営健全化基準 | 20.00% | ▶公営企業の資金不足の割合を表し、比率が大きいほど資金不足が生じていることとなります。吉田町の水道事業会計と公共下水道事業特別会計は、いずれも資金不足がありませんので「—」と表示しています。 |
| 公共下水道事業特別会計 | — | |
| 経営健全化基準 | 20.00% | |

✓ 町民一人あたりに換算すると



町民一人当たりの支出金額 = 一般会計歳出決算額 ÷ 町の人口 (平成29年3月31日現在: 29,691人)

✓ 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路や下水道整備などの都市計画事業や、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。平成28年度の都市計画税(2億3,677万3千円)は、以下のとおり都市計画事業費など(9億9,445万6千円)の財源として活用しました。 ※総務省の「都市計画税の課税状況等の調」を基に作成

| 都市計画事業費など | 9億9,445万6千円 | 都市計画事業費など9億9,445万6千円の内訳 | |
|-----------|---------------|-------------------------|-------------|
| 一般財源 | 8億69万2千円 | 一般会計 | |
| (うち都市計画税) | (2億3,677万3千円) | 街路整備事業 | 7,106万7千円 |
| 国県支出金 | 1億2,156万4千円 | 公園整備事業 | 1億6,945万2千円 |
| その他特定財源 | 0円 | 土地区画整理事業 | 8,516万4千円 |
| 町債 | 7,220万円 | 地方債償還 | 1億1,437万1千円 |
| | | 公共下水道事業会計 | |
| | | 下水道整備 | 1,314万2千円 |
| | | 地方債償還 | 5億4,126万円 |

✓ 社会保障財源化分の地方消費税交付金の使途内訳

平成28年度の社会保障財源化分の地方消費税交付金(2億2,273万1千円)は、以下のとおり社会保障施策に要する経費(30億3,943万3千円)の財源として活用しました。

| 社会保障施策に要する経費 | 30億3,943万3千円 | 社会保障施策に要する経費30億3,943万3千円の内訳 | |
|-----------------------|---------------|-----------------------------|-------------|
| 一般財源 | 17億2,607万5千円 | 社会福祉 | |
| (うち社会保障財源化分の地方消費税交付金) | (2億2,273万1千円) | 地域福祉 | 3,754万6千円 |
| 国県支出金 | 12億2,825万1千円 | 社会保障 | 1千円 |
| その他特定財源 | 8,510万7千円 | 子育て支援 | 8億6,450万6千円 |
| 町債 | 0円 | 高齢者福祉 | 2億2,706万4千円 |
| | | 障害者(児)福祉 | 5億4,476万9千円 |
| | | 社会保険 | |
| | | 社会保険 | 6億7,201万7千円 |
| | | 保健衛生 | |
| | | 健康づくり | 3億437万4千円 |
| | | 医療 | 3億8,915万6千円 |

※消費税率引き上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」において、「消費税率については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する」とされました。これを踏まえ、「地方消費税については消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されました。